

## 財務諸表（個人）の記載例と注意事項、勘定科目の説明

（注）※は省令様式には定められていないが、使用頻度が高いため設定した勘定科目

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）に準拠

### 貸借対照表

平成26年12月31日現在

（商号又は名称）鈴木工務店

#### 資産の部

千円

#### I 流動資産

現金預金	12,000	(1)	
受取手形	8,000	(2)	割引・裏書手形は相殺して計上
完成工事未収入金	25,200	(3)	
※売掛金	3,800	(4)	兼業事業売上に係る未収入金を計上
有価証券		(5)	
未成工事支出金	10,600	(6)	仕掛工事の費用を計上
材料貯蔵品	5,300	(7)	
※販売用資産		(8)	販売用不動産、商品等
※短期貸付金	3,000	(9)	決算期後1年以内に返済されると認められるもの
※前払費用	1,800	(10)	決算期後1年以内に費用に計上されるもの
※未収入金		(11)	決算期後1年以内に回収されると認められるもの
その他	1,000	(12)	(注) 参照
貸倒引当金	△ 700	(13)	
流動資産合計	70,000	I	(1) + . . . + (12) + △ (13)

#### II 固定資産

建物・構築物	28,300	(14)	
機械・運搬具	35,600	(15)	
工具器具・備品	4,100	(16)	
土地	42,000	(17)	
建設仮勘定		(18)	
破産更生債権等	7,000	(19)	不渡手形等はここへ計上
※長期貸付金	3,000	(20)	
その他		(21)	(注) 参照
固定資産合計	120,000	II	(14) + . . . + (21)
資産合計	190,000	A	(I + II)

（注）

- 「受取手形」「完成工事未収入金」等の営業債権であっても、相手の倒産等により債権を回収できないことが明らかな場合は、「固定資産」の「破産更生債権等」へ振り替えることとなります。また、営業債権が当初の履行期を遅延している場合や、過年度からほぼ同額の債権が固定化している場合は、回収の可能性について確認して、適切な勘定科目（例えば「長期未収入金」等）へ振り替える必要があります。
- 「その他（流動資産）」、「その他（固定資産）」に属する資産で、その金額が資産合計の100分の5を超えるものについては、当該資産の科目を明記して表示します。

## 負債の部

### I 流動負債

支払手形	6,000	(1)	
工事未払金	21,000	(2)	工事に係る未払金を計上
※買掛金	4,000	(3)	兼業事業に係る未払金を計上
短期借入金	18,000	(4)	当座借越、手形借入金など
未払金	5,200	(5)	主に人件費を除く経費の未払金
※未払消費税等	1,700	(6)	仮受・仮払消費税は相殺する
※未払費用	3,800	(7)	人件費・公的費用の未払金
未成工事受入金	13,000	(8)	仕掛工事の前受金・中間金など
預り金	800	(9)	
※前受収益	1,500	(10)	
・・・引当金		(11)	該当する勘定科目名を記入
その他	2,000	(12)	(注) 参照
流動負債合計	77,000	I	(1) + ... + (12)

### II 固定負債

長期借入金	42,000	(13)	1年以内の返済額は短期借入金扱い
※長期未払金	8,000	(14)	
その他		(15)	(注) 参照
固定負債合計	50,000	II	(13) + (14) + (15)
負債合計	127,000	B	(I + II)

## 純資産の部

期首資本金	40,000	III	前期決算の純資産合計と一致
事業主借勘定	20,000	IV	
事業主貸勘定	△10,000	V	
事業主利益	13,000	VI	損益計算書のHと一致
純資産合計	63,000	C	(III + IV + △V + VI)
			Cは次期決算の期首資本金に継続
負債純資産合計	190,000	(B + C) = A	

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法  
 課税事業者は「税抜方式」、「消費税抜き」、「税抜処理」等と記載します。  
 免税事業者は「免税につき税込」等と記載します。

※注記事項には、受取手形割引高と受取手形裏書譲渡高を記載する欄がありませんが、分析審査上必要ですので、上記の次に「受取手形割引高 ○○千円」「受取手形裏書譲渡高 ○○千円」「電子記録債権割引高 ○○千円」「電子記録債権譲渡高 ○○千円」と記載してください。  
 なお、金額の計上がない場合は、「該当なし」と記載します。

(注)

- 下請等に対する「労務外注費」などの未払金は「工事未払金」に計上します。
- 工事代金の前払金・中間出来高の受取金は「未成工事受入金」に計上します。
- 借入金は1年以内に返済が見込まれるものについては短期借入金、それ以外は長期借入金へ計上します。
- 「その他（流動負債）」、「その他（固定負債）」に属する負債で、その金額が負債純資産合計の100分の5を超えるものについては、当該負債の科目を明記して表示します。

## 損 益 計 算 書

自 平成26年 1月 1日  
至 平成26年 12月 31日

(商号又は名称) 鈴木工務店  
千円

I	完成工事高	160,000	(1)	
	※兼業事業売上高	20,000	(2)	180,000 A (1) + (2)
II	完成工事原価	115,000	(3)	( I + II + III + IV )
	材料費	40,000	I	
	労務費	23,000	II	
	(うち労務外注費 3,000)			該当ない場合は0を記入
	外注費	44,000	III	
	経費	8,000	IV	
	※兼業事業売上原価	13,000	(4)	128,000 B (3) + (4)
	※売上総利益 (総損失)			
	完成工事総利益 (総損失)	45,000	(5)	
	※兼業事業総利益 (総損失)	7,000	(6)	52,000 C (A - B) = (5) + (6)
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当	14,300	(7)	事務職従業員の給料・手当・賞与等
	退職金	1,500	(8)	退職共済掛金を含む
	法定福利費	2,800	(9)	
	福利厚生費	2,000	(10)	
	修繕維持費	1,000	(11)	
	事務用品費	500	(12)	
	通信交通費	800	(13)	
	動力用水光熱費	1,200	(14)	
	広告宣伝費		(15)	
	※貸倒損失	300	(16)	営業債権の貸倒損失
	交際費	1,200	(17)	
	寄付金	100	(18)	
	地代家賃		(19)	
	減価償却費	6,200	(20)	
	租税公課	1,800	(21)	
	保険料	800	(22)	
	雑費	1,000	(23)	35,500 D (7) + . . . + (23)
	営業利益 (営業損失)	16,500		E (C - D)
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金	2,500	(24)	
	その他	200	(25)	2,700 F (24) + (25)
V	営業外費用			
	支払利息	3,200	(26)	手形売却損は含めない
	※貸倒損失	2,400	(27)	営業債権以外の貸倒損失
	その他	600	(28)	6,200 G (26) + (27) + (28)
	事業主利益 (事業主損失)	13,000	(29)	H (E + F - G)

貸借対照表のVIと一致